

令和8年度 入札・契約制度の見直し等について

令和8年4月 川崎市財政局資産管理部契約課

令和8年度の入札契約制度等についてお知らせします。
また、個別の工事・委託・物品に係る入札契約制度等の内容については、「工事請負編」、
「業務委託編」、「物品調達編」等に記載しておりますので、御確認ください。

1 令和8年度 入札・契約制度の主な変更点

(1) 入札時に提出する積算内訳書への労務費等の内訳の記載について **工事**

令和7年12月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「入契法」という。）の改正を踏まえ、令和8年4月1日以降に公告または指名通知書を送付する全入札案件から、入札時に提出いただく積算内訳書に、現行の内訳に加え、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（※）（以下、「労務費等」という。）」の内訳の記載欄を新たに設け、内訳を記載いただくこととなります。

なお、入札時に提出いただく積算内訳書に労務費等の内訳が不記載である場合は、改正入契法の趣旨を踏まえ、当該入札を「無効」として取り扱う場合があります。

また、当面の間、労務費等について算出が困難な場合においては、全てを計上できない場合「算出不能」、「計上不能」等、一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載し、提出することを認めます。

※「当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」とは、「法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金」と定められています（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条）。

(2) 建設業退職金共済制度における電子申請方式の対応について **工事**

建設業退職金共済制度において、掛金納付方式に電子申請方式が導入されたことから、事業者の手続の簡素化及び電子化推進等のため、令和8年4月1日以降に契約締結する案件から電子申請方式を可能とする運用とします。なお、従前の証紙貼付方式による掛金納付も引き続き可能とし、電子申請方式及び証紙貼付方式の併用も可能とします。

2 令和7年度中に実施した入札・契約制度の主な変更点

(1) 少額随意契約の基準額等の見直し

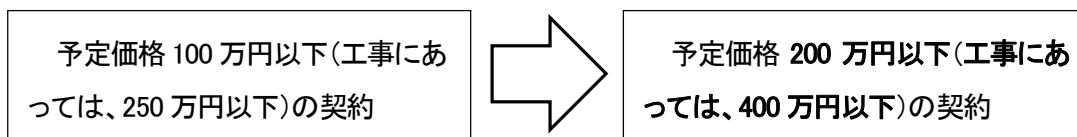
昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年6月1日以降の契約（イは、6月1日より前に公告、指名通知及び見積依頼通知を行った案件は除く）から、以下の基準額を引き上げました。

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約（いわゆる「少額随意契約」）を可能とする限度額

契約の種類	基準額	基準額
1 工事又は製造の請負	250万円	400万円

2 財産の買入れ	160 万円	➔	300 万円
3 物件の借入れ	80 万円		150 万円
4 財産の売払い	50 万円		100 万円
5 物件の貸付け	30 万円		50 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円		200 万円

イ 契約書作成の省略が出来る金額



(2) 工事請負契約における価格失格基準の見直し

資材単価や労務費等が高騰する状況において、応札者の技術力等を踏まえたダンピング対策強化及び公共工事の一層の品質確保を図るため、令和7年6月1日以降の公告案件から、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査(以下「低入札価格調査」という。)における価格失格基準の算出方法を変更しました。

【価格失格基準の算出方法】

低入札価格調査を行う基準となる価格(「調査基準価格」)に100分95を乗じて得た額。ただし、当該金額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の80を乗じて得た額。

※ 1万円未満の端数は切捨てとなります。

※ 入札者が提出する積算内訳書において、価格失格基準を下回った場合には、その入札者は「失格」となります。

(3) 共同企業体の構成員数の設定基準となる発注標準金額等の見直し 工事

工事請負契約において、近年の資材単価や労務費の高騰等を受け、共同企業体への発注及び構成員数の設定の基準となる発注標準金額について、令和7年9月1日に以下のとおり引き上げました。

(円)

種別	構成員数	令和7年9月1日改正前				令和7年9月1日改正後			
		2者	3者以内	4者以内	未達	2者	3者以内	4者以内	未達
土木工事	2者	200,000,000	900,000,000	4,000,000,000	未達	300,000,000	1,300,000,000	5,600,000,000	未達
	3者以内	900,000,000	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	1,300,000,000	5,600,000,000	未達	未達
	4者以内	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	未達	5,600,000,000	未達	未達	未達
下水管きょ工事	2者	250,000,000	900,000,000	4,000,000,000	未達	350,000,000	1,300,000,000	5,600,000,000	未達
	3者以内	900,000,000	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	1,300,000,000	5,600,000,000	未達	未達
	4者以内	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	未達	5,600,000,000	未達	未達	未達
舗装工事	2者	200,000,000	900,000,000	4,000,000,000	未達	300,000,000	1,300,000,000	5,600,000,000	未達
	3者以内	900,000,000	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	1,300,000,000	5,600,000,000	未達	未達
建築工事	2者	800,000,000	1,500,000,000	2,500,000,000	未達	1,100,000,000	2,100,000,000	3,500,000,000	未達
	3者以内	1,500,000,000	2,500,000,000	3,500,000,000	未達	2,100,000,000	3,500,000,000	未達	未達
	4者以内	2,500,000,000	3,500,000,000	未達	未達	3,500,000,000	未達	未達	未達
電気工事	2者	350,000,000	1,400,000,000	2,000,000,000	未達	500,000,000	2,000,000,000	未達	未達
	3者以内	1,400,000,000	2,000,000,000	未達	未達	2,000,000,000	未達	未達	未達
給排水衛生設備工事	2者	250,000,000	1,400,000,000	2,000,000,000	未達	350,000,000	2,000,000,000	未達	未達
	3者以内	1,400,000,000	2,000,000,000	未達	未達	2,000,000,000	未達	未達	未達
空調設備工事	2者	250,000,000	1,400,000,000	2,000,000,000	未達	350,000,000	2,000,000,000	未達	未達
	3者以内	1,400,000,000	2,000,000,000	未達	未達	2,000,000,000	未達	未達	未達
造園工事	2者	200,000,000	900,000,000	4,000,000,000	未達	300,000,000	1,300,000,000	5,600,000,000	未達
	3者以内	900,000,000	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	1,300,000,000	5,600,000,000	未達	未達
水道施設工事	2者	250,000,000	900,000,000	4,000,000,000	未達	350,000,000	1,300,000,000	5,600,000,000	未達
	3者以内	900,000,000	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	1,300,000,000	5,600,000,000	未達	未達
	4者以内	4,000,000,000	5,600,000,000	未達	未達	5,600,000,000	未達	未達	未達

(4) 総合評価落札方式の適用対象となる発注標準金額の見直し **工事**

工事請負契約において、近年の資材単価や労務費の高騰等を受け、総合評価落札方式の適用対象となる金額について、令和7年9月1日に以下のとおり引き上げました。

	令和7年9月1日改正前	令和7年9月1日改正後
業種：建築以外	250,000,000円以上	350,000,000円以上
業種：建築	350,000,000円以上	500,000,000円以上

3 その他の入札契約制度について

(1) 市内中小企業者への優先発注等の取組 **【継続】**

本市が工事・委託・物品の契約の相手方を選定する際には、原則として市内に本社があることを条件とし、市内中小企業者への優先発注に努めます。

また、平成28年4月に施行された「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の趣旨を踏まえ、引き続き、可能な限り分離分割発注を行うとともに、市内中小企業の地域貢献を斟酌するよう努めていきます。

(2) 主観評価項目制度の運用について **【継続】**

令和8年度においても、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会貢献への意欲を高める」ため、制度を利用した一般競争入札の拡大に努めていきます。

主観評価項目点と工事成績評点を組み合わせた入札についても引き続き実施します。

なお、工事成績評定点については、上下水道局、交通局及び病院局において契約し履行を完了した工事についても集計の対象とします。

(3) 川崎市障害者優先調達推進方針について **【継続】**

平成25年4月に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づくとともに、本市の障害者雇用・就労施策をさらに推進するため、毎年度、「川崎市障害者優先調達推進方針」を定めています。

この方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより、障害者の自立促進に資する取組を進めています。

(4) 早期発注及び発注・施工の平準化 **【継続】**

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、令和8年度においても、早期発注など計画的な発注に全庁で取り組みます。

(5) 公契約制度【継続】

本市では平成23年度から、「契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図る」ため、契約条項に契約に従事する労働者の賃金の下限額を定める公契約制度を導入しています。

対象契約の範囲等、制度の概要につきましては、「入札情報かわさき」に掲載している「川崎市契約条例第7条に定める特定契約（公契約）について」も併せて御覧ください。

(6) WTO政府調達協定【継続】

WTO政府調達協定は、一定の基準額以上の物品やサービスの調達に際して、所定の手続を採ることを定めた条約で、これに該当する契約については、契約の相手方の所在地や製品指定等の制限ができないものとなっています。

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結されるWTO政府調達協定に基づく特定調達契約を適用する基準は、次の表のとおりです。

調 達 区 分	適用基準・予定価格（税込）
建設工事	30億2,000万円以上
特定役務 建設工事に関連する技術的サービス	3億円以上
特定役務 一般サービス	4,000万円以上
物品等	4,000万円以上

○予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、WTO政府調達協定の適用を受けます。

(7) 電子契約の導入【継続】

令和5年4月1日から、財政局資産管理部契約課で契約を締結する案件について、電子契約を導入していますが、令和7年12月から、「請書」を作成する案件に限定して、契約課以外の案件（一部の部署を除く）についてもGMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社が提供するクラウド型電子契約サービス（電子印鑑GMOサイン）による電子契約を適用することとします。

なお、契約課以外で「契約書」を作成する案件については、電子契約の対象には含まれておりませんので、御注意ください。

詳細は、「入札情報かわさき」に掲載している、「本市の契約における電子契約の拡充について（令和7年11月11日）」を参照ください。

4 入札契約手続等

(1) 令和8年度の契約課事務執行体制について

財政局資産管理部契約課で行う入札契約事務は次のとおりです。

担当	対象となる入札契約事務
土木契約係 200-2098 2099 3116	●市長部局、上下水道局、交通局及び病院局 における次の土木工事契約 (軽易工事は除く) (対象) 業種「土木」、「舗装」、「造園」、「しゅんせつ」、「水道施設」、「下水管きよ」、「管内更生」、「さく井」、各区道路公園センター発注の業種「塗装」、「とび土工」、「鋼構造物(土木関連工事)」
建築契約係 200-2100 2101	●市長部局、上下水道局、交通局及び病院局 における次の土木工事以外の工事契約 (軽易工事は除く) (対象) 業種「建築」、「電気」、「空調衛生」、「機械」、「鋼構造物(建築関連工事)」、「塗装(各区道路公園センター以外)」、「とび土工(各区道路公園センター以外)」、「解体」等
委託契約係 200-2097 3117	●市長部局 における次の委託契約のうち、各予算執行課が行う契約以外の委託契約 (対象) 業種「測量」、「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「建物清掃等」、「屋外清掃」 ●上下水道局 における各予算執行課が行う契約以外の委託契約
物品契約係 200-2091 2092 2093	●市長部局及び上下水道局 における各予算執行課等が行う契約以外の物品調達 の契約
調整係 200-3695 2090	公契約制度

(参考) その他の入札契約事務を担当する部署

- 交通局における軽易工事、委託及び物品契約・・・・・・・・・・交通局経理課
- 病院局における軽易工事、委託及び物品契約・・・・・・・・・・病院局経営企画室

(2) 川崎市競争入札参加資格審査申請

令和8年度のインターネットでの競争入札参加資格審査申請の受付方法及び期間は次のとおりです。

ア 令和8年度 随時申請受付事務

(ア) インターネット申請及び提出書類の到着期限

令和8年4月1日(水)～令和8年8月14日(金)

(イ) 川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の業者登録システムからの申請に加え、提出書類(印鑑登録証、登記簿等)を、川崎市簡易版電子申請サービス(LoGoフォーム)から電子データにより提出してください。全ての書類が提出されたときに、有効な申請があったものとします。(受付完了後、不備がある場合は補正

が必要です。)

(ウ) やむを得ずインターネットを利用することができない場合に限り、申請書による申請を受け付けます。その場合、申請書は川崎市財政局資産管理部契約課（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階）で配布します。

(エ) 資格の有効期間

毎月15日（15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、前開庁日）までの申請受付分を翌月1日から令和9年3月31日まで有効とします。

イ 川崎市競争入札参加資格登録内容の変更について

川崎市競争入札参加資格登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請手続きを行ってください。登録内容が正しいものに更新されていない場合には、指名通知等、市からの連絡が届かない場合があります。

なお、法に定められた必要な手続、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うことにもなりますので、速やかに必要な手続を行ってください。

また、新たに業種の追加申請を行う場合は、アの令和8年度 随時申請受付事務と同様に、毎月15日（15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、前開庁日）までの申請受付分を翌月1日からの追加登録といたします（業種の追加申請の受付は、WTO政府調達協定に基づく特定調達契約案件参加のための登録を除き、令和8年8月14日（金）までとなります。）。

ウ 令和9・10年度川崎市競争入札参加資格審査申請（継続申請）

令和9・10年度の継続申請受付については、本年9月頃の開始を予定しています。インターネットにより申請を受け付けます。（やむを得ずインターネットを利用することができない場合に限り、申請書による申請を受け付けます。その場合、申請書は8月中旬から川崎市財政局資産管理部契約課で配布する予定です。）

※詳細については、別途お知らせいたします。

(3) 電子入札

財政局資産管理部契約課では原則として、電子入札システムにより入札を行います。

電子入札には、電子入札用ICカードが必要です。詳細は、入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準及び操作マニュアルを御確認ください。

入札等の実施について（工事請負編）

令和8年4月 川崎市財政局資産管理部契約課

1 対象案件

財政局資産管理部契約課で行う工事請負契約は、軽易工事を除いた全ての工事請負契約が対象となります。

2 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1,000万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

ア 入札情報かわさきで公表します。公表日は次のとおりです。

なお、入札公表の日が休庁日の時は、次の開庁日に入札情報かわさきで公表します。

入札公表日	対象案件	担当係
毎週水曜日	<u>市長部局</u> に係る全ての業種	土木契約係 200-2098 2099 3116
毎週火曜日	<u>上下水道局</u> に係る全ての業種	建築契約係 200-2100 2101

イ 交通局・病院局の工事請負に関する入札の公表については、随時各々の局のホームページで公表します。各々の局のホームページは、入札情報かわさきよりリンクが貼ってありますので御利用ください。

○交通局入札情報

<https://www.city.kawasaki.jp/820/category/8-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

○病院局入札情報

<https://www.city.kawasaki.jp/830-1/category/345-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

ウ 入札公表を行った業種・ランクに登録のある市内業者には、電子メールで情報提供します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用 I C カードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 見積用設計図書（以下「設計図書類」という。）の取得

設計図書類は、ダウンロードにより取得することができます。取得方法については、入札情報かわさきの見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアルを御覧ください。

一部の一般競争入札案件については、入札情報かわさきに掲載されている入札公表詳細内の案件固有書類へのリンクから、設計図書類がダウンロードできます。

(5) 配置予定技術者について

建設業法に基づき、原則1名の技術者の配置を求めます。配置予定技術者届等の提出については、落札候補者の最終的な入札参加資格確認時に行います。

落札候補者となったにも係らず、「正当な理由」なく技術者を配置できずに契約を締結できないときは、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となる場合がありますので、十分御注意ください。

（同一入札日となる複数の案件に入札し、そのいずれかが技術者の専任配置を求める場合に、複数案件の落札候補者となり、専任の技術者を配置することで他の案件に配置する技術者がいない場合は、「正当な理由」に当たらないので十分御注意ください。）

※配置予定技術者に関する取扱いについては、入札情報かわさきに掲載している技術者の配置における事務取扱要領を参照してください。

※配置予定技術者届等の提出は、原則として落札候補者への電話連絡の翌日の正午までに提出してください。

(6) 入札参加資格の確認通知

一般競争入札に参加申込みをした者には、指名停止等、地域要件、入札参加資格で示された川崎市工事請負有資格業者名簿の該当業種（及び種目）への登録がなされていることを確認し、資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「（10）落札者の決定」のとおりです。

(7) 電子入札システムを利用した質問回答機能について

電子入札システムにて質問回答を実施します。入札参加申込者は、電子入札システムにおける質問回答機能により、質問受付締切日までに質問を入力してください。質問回答日に業者登録システムの仕様書等ダウンロードから回答をダウンロードできます。質問回答機能の取扱等については、入札情報かわさきのダウンロードコーナー内の財政局又は上下水道局の入札参加手続関係にそれぞれ掲載している電子入札システム質問回答機能操作方法を御覧ください。

なお、質問がない場合は掲載いたしません。

(8) 入札書の提出

原則として、電子入札システムにより提出してください。ただし、入札参加申込書を紙で提出している場合は、入札書の提出も紙での提出となります。当初に配布する仕様書・設計図書等のほか、入札参加者からの質問に対する回答を含め、十分に確認の上、入札してください。

また、入札書提出の際には、積算内訳書の添付が必要です。

(後記「10 工事内訳積算書について」を合わせて御覧ください。)

(9) 設計積算への疑義申立て

開札し、予定価格の範囲内に有効な入札があることを確認後、ただちに落札決定は行わず、疑義申立期間中は入札手続を保留します。申立てが無かった場合、原則、保留通知から3日後に事後審査を再開したのち落札決定し、通知及び入札情報かわさきで公表を行います。

(後記「12 開札後の積算疑義申立てについて」を合わせて御覧ください。)

(10) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者又は総合評価落札方式の入札において最高の点数を獲得した者について、入札参加申込時に遡って入札参加資格について審査し、落札を決定します。

審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者又は点数の高い入札者について同様の審査を実施します。

(11) 電子くじ

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした事業者が2者以上あった場合、電子くじによって落札候補者を決定します。

詳細は、入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御覧ください。

(12) 類似工事施工実績の審査

類似工事施工実績を有することを入札参加資格とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡をします。落札候補者は、設計担当部署において類似工事施工実績の審査を受けてください。審査の結果、類似工事施工実績を有していることが確認できた場合に、落札決定します。実績がない場合は、当該入札を無効とし、順次同様の審査を行います。

3 指名競争入札について

原則として、予定価格（税込）が1,000万円未満の案件について実施します。入札手続等については、「2 一般競争入札について」の（8）から（12）までと同じです。（なお、原則として、入札参加者からの質問及びその回答はありません。）

4 総合評価一般競争入札について

原則として、予定価格（税込）3億5,000万円以上（業種「建築」については5億円以上）の工事については総合評価一般競争入札を行います。

なお、対象工事であっても特別な事由により総合評価落札方式によることが適当でない場合は、通常の一般競争入札を行うこととします。また、予定価格が対象に達しない工事であっても、発注する工事の内容等により総合評価落札方式によることが適当であると考えられる場合は、総合評価方式によることとします。

また、有効な入札を行った者のうち、入札価格が調査基準価格未満の場合には、入札価格を調査基準価格に置き換えて総合評価点を算出する方法を導入しております。（川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領第2条第1項及び第3号に定める工事を除く。）

詳細は、「入札情報かわさき」に掲載している「川崎市総合評価一般競争入札実施要綱」及び「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」を御覧ください。

5 主観評価項目制度の運用について

同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会貢献への意欲を高める」ため、参加申込時点における主観評価項目の合計点や災害時協力体制に関する評価項目の登録を入札参加条件とする一般競争入札を引き続き実施します。

また、業種「土木」ランク「D」、業種「舗装」ランク「C」の指名競争入札について、市域を川崎区、幸区及び中原区の南部と高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の北部に分け、災害時協力体制を登録していることを指名選定条件とする入札を引き続き実施します。

6 地域要件を参加条件とした入札について

迅速な対応を求められる工事などについては、施工場所と同じ区又は地域（市南

部又は北部)に本社所在地を有することを参加条件とした入札を引き続き実施します。

7 請負工事受注機会確保方式の実施について

市内中小企業者の育成、技術者不足への対応及び工事の品質確保を図るため、公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事をグループ化した上で、グループ内の案件については、くじ引きにより落札できる件数を1者1件とする「請負工事受注機会確保方式」を実施します。

実施対象とする業種及び等級区分など、詳細は、「入札情報かわさき」に掲載している「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」を御確認ください。

8 専門工事事業者育成型入札の試行実施について

専門工事事業者の受注機会のさらなる確保により、専門工事業の活性化及び専門工事事業者の育成を図るため、業種「塗装」種目「塗装」、業種「防水」、業種「内装」種目「畳」の一部の入札において、有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書で、発注する業種の年間完成工事高が最多であること（業種「防水」は最多又は2番目に多いこと）を入札参加条件とする「専門工事事業者育成型入札」を工事発注局と調整しながら引き続き試行実施します。

詳細は、「入札情報かわさき」に掲載している「川崎市専門工事事業者育成型入札試行要領」を御確認ください。

9 請負工事変動型最低制限価格方式の試行実施について

一部の業種で入札参加者の多くが資材の調達や施工方法の工夫に関わらず、最低制限価格で入札せざるを得ない状況が生じていることから、くじ引きによる落札抑制及び入札参加者の適切な利益の確保に向けて、業種「舗装」で、指定する案件（全案件の半数程度）において変動型最低制限価格方式を試行実施します。

詳細は、「入札情報かわさき」に掲載している「川崎市専門工事変動型最低制限価格方式試行要領」を御確認ください。

10 「水道施設」の工事の参加条件等について

業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」の工事において、経営事項審査結果通知書の総合評定値を入札参加条件とする一般競争入札を工事発注局と調整しながら引き続き試行実施します。

11 工事積算内訳書について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に基づき、ダンピング受注の防止等のための措置として、事業者は、入札の際に、その金額の内訳を記載した書類（以下、「積算内訳書」という。）を提出することとしています。

(1) 積算内訳書の提出

公告、指名通知する工事請負契約の競争入札（再度入札も同じ）の際には、入札金額を問わずに、「積算内訳書」を添付しなければなりません。

「積算内訳書」の添付がない場合は、原則として当該入札者の入札を無効とします。

また、「積算内訳書」の記載が、次に掲げる場合に該当したときは、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。

- ア 入札書の提出者名に誤記がある場合
- イ 工事件名に誤記がある場合
- ウ 入札金額と積算内訳書の総額に著しい相違がある場合
- エ その他積算内容に不備がある場合

(2) 添付方法

発注者が用意したエクセルファイルで作成の「積算内訳書」に必要事項を入力し、電子入札の「入札書」画面において、積算内訳書を添付してください。添付できるファイルはエクセル又はPDFのみとなります。

(3) 注意事項

- ア 入札が低入札価格調査対象となった場合、失格基準の適用については、この積算内訳書の金額により判断します。
- イ 電子入札により入札を行う場合は、電子入札に積算内訳書を添付してください。紙による入札の場合は、入札書と一緒に封印の上、提出してください。
- ウ 入札金額は、積算内訳書の合計金額と同一価格としてください。
- エ 積算内訳書に不正行為が認められたときは、当該入札を無効とするほか、指名停止等の措置を行う場合があります。
- オ 積算内訳書は、本市が作成した様式をそのまま使用してください。
- カ 「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。ダウンロードできない方については、契約課で配布します。
- キ 初度の入札で落札候補者が決定せず、再度入札を行う場合にも、その入札金額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、電子入札システム又は持参にて提出してください。
- ク 当面の間、労務費等について算出が困難な場合においては、全てを計上できない場合「算出不能」、「計上不能」等、一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載し、提出することを認めます。

1.2 最低制限価格について

WTO政府調達協定工事、総合評価落札方式及び「特殊な工事」以外の工事には、

最低制限価格を設定し、それを下回る金額の入札は無効とします。（ただし、随意契約は適用対象外）

最低制限価格は、工事案件ごとに予定価格の80%～95%の範囲で設定します。最低制限価格は落札決定後公表とします。

※最低制限価格は原則として、[直接工事費の100%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の90%] + [一般管理費の68%] で算出した額を基準に設定します。

※工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の80%～95%の範囲内で適宜設定します。

※最低制限価格設定の取扱いについては、入札情報かわさきに掲載している川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱及び最低制限価格設定に係る運用指針を御覧ください。

1.3 低入札価格調査について

(1) 対象

WTO政府調達協定工事、総合評価落札方式による工事及び「特殊な工事」には、低入札価格調査基準を設定し、落札候補者の入札金額がその基準を下回る場合には、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか調査を行います。（ただし、随意契約は適用対象外）

(2) 低入札価格調査基準

低入札価格調査基準（以下、「調査基準」といいます。）は、工事案件ごとに予定価格の80%～95%の範囲で設定します。調査基準は落札決定後に公表します。

※調査基準は原則として、[直接工事費の100%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の90%] + [一般管理費の68%] で算出した額を基準に設定します。

※工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の80%～95%の範囲内で適宜設定します。

(3) 価格失格基準

低入札価格調査基準を設定した工事について、一定の基準金額以下の入札を無効とする「価格失格基準」を設けます。

低入札価格調査を行う基準となる価格（「調査基準価格」）に100分の95を乗じて得た額を価格失格基準とします。ただし、当該金額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の80を乗じて得た額を価格失格基準とします。

※調査基準の取扱いについては、入札情報かわさきに掲載している川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領及び川崎市建設工事低入札価格調査運用指針を御覧ください。

1.4 開札後の積算疑義申立てについて

工事の設計の誤りについては、入札の公正を損なうおそれがあり、その事後処理について入札者、発注者の負担は大きく、結果として市民生活に与える影響も少なくありません。

本市は、発生する設計の誤りに対応するため、「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を定めています。

この制度は落札者を決定する前に、金額入り設計書を入札参加者が閲覧することができ、その設計書の積算上の疑義について申立てができる制度です。

当該設計書に誤りがあった場合は、誤りの内容により、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その入札を中止しなければ適切な契約とならない時は入札を中止します。

この制度の詳細については、入札情報かわさきに掲載している工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱を御覧ください。

1.5 その他

(1) 混合入札の実施について

共同企業体による施工の対象とする工事であっても、工事の規模や内容等に照らし単体で施工できる企業がいると認められる場合、必要に応じて単体企業と共同企業体との混合による入札を実施する場合があります。

(2) 予定価格等の公表について

落札者の決定後、入札結果、入札参加者、入札金額等に加えて、予定価格、最低制限価格又は低入札調査基準価格を公表します。

落札結果は、財政局と上下水道局については、落札決定後、入札情報かわさきに掲載している「入札情報 工事 落札結果」において公表します。

交通局と病院局については、各々の局のホームページで公表します。

(3) 現場代理人について

ア 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、次の条件を全て満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めます。

(ア) 監督部署が同一であるもの

(イ) 予定価格（税込）が4,500万円（建築の場合は9,000万円）未満の工事

イ 工場製作を含む工事における現場代理人の取り扱いについて

橋りょう、ポンプ、ゲート、昇降機設備等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間は、現場代理人の常駐を要しません。なお、工場製作の過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であり、特に監督員が認める場合は、これらの製作に関し兼任することができます。

ウ 余裕期間を設定している工事の現場代理人について

発注者が契約時にあらかじめ余裕期間を設定している工事について、余裕期間においては現場代理人の設置を要しません。

エ 営業所の専任技術者と現場代理人について

営業所における専任の技術者（建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号により営業所ごとに置く専任の者）は、工事現場に常駐を義務づけられる現場代理人となることはできませんので、現場代理人届を工事監督員に提出されるときには御注意ください。

(4) 法令等で必要な手続きについて

建設業許可、経営事項審査の受審、監理技術者資格取得手続き等、法令で定められた必要な手続き、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うこととなります。

開札後、入札参加資格の確認で無効、失格とならないように必要な手続きを怠らないようにしてください。

(5) 優良な下請負人の選定と市内中小企業者への優先発注について

下請により工事を施工する場合は、建設業法上必要な許可や、所定の資格、免許等を得ている事業者で、かつ施工能力を有する優秀な者を選定するとともに、可能な限り市内中小企業を優先的に使用し、また工事用材料についても市内中小企業から購入するよう努めてください。

(6) 建設業退職金共済の履行確保について

本市では、発注工事の施工に際し、建設労働者の労働福祉向上を目的とした建設業退職金共済制度の履行確保のための必要措置を行っております。

また、事業者におかれましては、受注工事に関して建設業退職金共済制度の履行確保及び促進に努めるとともに、下請契約を締結する際、下請業者に対し、同制度への加入等の周知及び促進に御協力いただきますようお願いいたします。

入札等の実施について（業務委託編）

令和 8 年 4 月 川崎市財政局資産管理部契約課

1 対象案件

財政局資産管理部契約課で行う業務委託契約の入札契約事務は次のとおりです。

(1) 市長部局

- 業種「建設コンサルタント」のうち、工事に直接関わる業務委託
- 業種「地質調査」
- 業種「測量」
- 業種「補償コンサルタント」
- 業種「建物清掃等」のうち、庁舎清掃業務委託
- 業種「屋外清掃」のうち、道路等清掃業務委託

(2) 上下水道局

予定価格 200 万円（税込）を超える全ての業務委託

※交通局及び病院局における業務委託契約は対象外となります。

2 一般競争入札

(1) 対象金額

原則として予定価格（税込）が 500 万円以上の案件について実施します。

(2) 入札公表

財政局分	上下水道局分
毎週金曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）に「入札情報かわさき」で公表します。	毎週火曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）に「入札情報かわさき」で公表します。
委託契約係担当 電話 044-200-2097・3117	

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用 I C カードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種（及び種目）の登録、許可、会社の所在地、企業規模等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

なお、川崎市契約条例及び川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づき市内中小企業者の受注機会の増大を図るため、市内に本社があることを参加条件とする案件について、競争性の確保や適正な履行の確保に支障がある場合を除き、原則として、中小企業者であることを参加条件としています。

(4) 見積用設計図書（以下「設計図書類」という。）の取得

設計図書類については、原則ダウンロードにより取得することができます。取得方法については、入札情報かわさきの見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアルを御覧ください。

また、上下水道局の案件については、入札情報かわさきに掲載されている入札公表詳細内の案件固有書類へのリンクから、設計図書類がダウンロードできます。

(5) 入札参加資格の確認通知

一般競争入札に参加申込みをした者には、指名停止等、地域要件、入札参加資格で示された川崎市業務委託有資格業者名簿の該当業種（及び種目）への登録がなされていることを確認し、資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(8) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 電子入札システムを利用した質問回答機能について

電子入札システムにて質問回答を実施します。入札参加申込者は、電子入札システムにおける質問回答機能により、質問受付締切日までに質問を入力してください。質問回答日に業者登録システムの仕様書等ダウンロードから回答をダウンロードできます。質問回答機能の取扱等につ

いては、入札情報かわさきのダウンロードコーナー内の財政局又は上下水道局の入札参加手続関係にそれぞれ掲載している電子入札システム質問回答機能操作方法を御覧ください。

なお、質問がない場合は掲載いたしません。

(7) 入札書の提出

原則として、電子入札システムにより提出してください。ただし、入札参加申込書を紙で提出している場合は、入札書の提出も紙での提出となります。当初に配布する仕様書・設計図書等のほか、入札参加者からの質問に対する回答を含め、十分に確認の上、入札してください。

(8) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加申込時に遡って入札参加資格について審査し、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。

(9) 電子くじ

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした事業者が2者以上あった場合には、電子くじによって落札候補者を決定します。

詳細は、入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御覧ください。

(10) 入札参加条件の確認審査

過去の履行実績や技術者配置などの入札参加条件を設定する案件については、開札後、落札候補者に電話連絡をします。落札候補者は、設計担当部署において類似工事施工実績などの審査を受けてください。

審査の結果、入札参加条件を有していることが確認できた場合に落札決定しますが、確認できない場合には当該入札を無効とし、順次同様の審査を行います。

なお、入札参加条件を設定する案件については、落札決定を原則、開札日の3日後までとするため、落札候補者になられた場合は、開札日の翌々日正午までに設計担当部署に入札参加条件の確認審査に必要な書

類を提出してください。

3 指名競争入札について

原則として、予定価格（税込）が500万円未満の案件について実施します。入札手続等については、「2 一般競争入札について」の（7）から（10）までと同じです。

（なお、入札参加者からの質問及びその回答はありません。）

4 主観評価項目制度の運用について

同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会貢献への意欲を高める」ため、参加申込時点における主観評価項目の合計点を入札参加条件とする一般競争入札の拡充に努めてまいります。

5 最低制限価格について

川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱及び同運用指針に基づき、以下のとおり最低制限価格を設定し、それを下回る金額の入札は無効とします（ただし、随意契約（見積り合わせを含む）、WTO政府調達協定の適用を受ける契約及び総合評価落札方式を適用する一般競争入札は、適用対象外）。

対 象 業 務	設定率
業種「建設コンサルタント」	予定価格の80%
業種「地質調査」	
業種「測量」	
業種「補償コンサルタント」	
業種「建物清掃等」	
業種「屋外清掃」	
業種「建築設計」	
業種「設備設計」	
業種「警備」（種目「機械警備」を除く。）	
業種「樹木管理」	
業種「調査・測定」種目「環境アセスメント」及び	
「計量証明」	

6 予定価格等の公表について

上記 5 に記載の業務について、落札決定後、入札結果、入札参加者、入札金額等に加えて、予定価格、最低制限価格を公表します。

入札等の実施について（物品調達編）

令和8年4月 川崎市財政局資産管理部契約課

1 対象案件

財政局資産管理部契約課で行う物品調達契約案件は、原則として、予定価格（税込）が20万円を超える案件が対象となります。

2 一般競争入札について

（1）対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1,000万円以上の案件について実施します。

（2）入札案件の公表

財政局分	上下水道局分
原則として毎週金曜日（その日が閉庁日の時は前開庁日）に「入札情報かわさき」で公表します。	原則として毎週金曜日（その日が閉庁日の時は前開庁日）に「入札情報かわさき」で公表します。
物品契約係 担当 電話 044-200-2091・2092・2093	

（3）参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

（4）仕様書等

仕様書等は、入札情報かわさきに掲載されている入札公表詳細内の案件固有書類へのリンクからダウンロードしてください。

（5）入札参加資格の確認通知

一般競争入札に参加申込みをした者には、指名停止等、地域要件、入札参加資格で示された川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の該当業種（及び種目）への登録がなされていることを確認し、資格確認通知を交付します。審査の結果、

資格がないとされた方は入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(9) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 電子入札システムを利用した質問回答機能について

電子入札システムにて質問回答を実施します。入札参加申込者は、電子入札システムにおける質問回答機能により、質問受付締切日までに質問を入力してください。

質問回答日に業者登録システムの仕様書等ダウンロードから回答をダウンロードできます。質問回答機能の取扱等については、入札情報かわさきのダウンロードコーナー内の財政局又は上下水道局の入札参加手続関係にそれぞれ掲載している電子入札システム質問回答機能操作方法を御覧ください。

なお、質問がない場合は、回答の掲載はいたしません。

(7) 入札書の提出

原則として、電子入札システムにより提出してください。ただし、入札参加申込書を紙で提出している場合は、入札書の提出も紙での提出となります。当初に配布する仕様書・設計図書等のほか、入札参加者からの質問に対する回答を含め、十分に確認の上、入札してください。

紙による入札書を提出する場合、一部の案件を除き、原則として明細書（総価に対する単価内訳）を併せて提出してください。

(8) 電子くじ

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした事業者が2者以上あった場合には、電子くじによって落札候補者を決定します。

詳細は、入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御覧ください。

(9) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を原則として落札者として決定します。

3 指名競争入札について

原則として、予定価格（税込）が200万円超から1,000万円未満までの案件について実施します。入札手続等については、「2 一般競争入札について」の(7)から(9)までと同じです。（なお、入札参加者からの質問及びその回答はありません。）

※予定価格（税込）が200万円以下の案件については、随意契約（原則見積合せ）で実施します。見積書提出等の手続については、指名競争入札と同じです。また、予定価格（税込）が200万円以下の案件については、原則として、契約書の作成を省略（請書の作成は必要）します。

4 予定価格の公表について

予定価格の公表は行いません。

川崎市契約条例第7条に定める公契約について

令和8年4月 川崎市財政局資産管理部契約課

川崎市契約条例第7条に規定する特定工事請負契約及び特定業務委託契約（以下「公契約」という。）とは、その契約に従事する労働者の賃金等について、市が定めた作業報酬下限額以上の賃金等の支払い義務を契約の相手方に契約約款で定める契約のことをいいます。

川崎市では、平成23年4月から公契約制度を施行しています。

1 公契約の規定

契約条例第4条第6号には、「契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。」を規定しており、この規定を受けて、第7条以下に特定契約に従事する労働者に支払われるべき作業報酬の下限の額を定め、これを下回る作業報酬の支払いが行われないようにするために必要な事項を契約条項として規定しています。

2 公契約の内容

(1) 対象となる契約の範囲

※契約金額が対象金額未満でも**予定価格が対象金額以上**であれば対象です。

○特定工事請負契約

予定価格（税込）6億円以上の工事契約

○特定業務委託契約

ア 予定価格（税込）1,000万円以上の次の委託契約

業種コード	業種	種目
16	警備	人的警備、駐車場管理
17	建物清掃等	全種目
18	屋外清掃	全種目
19	施設維持管理	全種目
22	電算関連業務	データ入力
29	給食調理業務	全種目

※給食調理業務は、平成28年度契約案件から対象となっております。

※また、調理業務を含むものを対象とします。

イ 指定管理者と締結する協定

指定管理における公契約条項の適用については、「川崎市ホームページ」
→「指定管理者制度」→「指定管理者制度の概要」→「特定契約制度について」に掲載されている資料を御覧ください。

(2) 対象となる労働者の範囲（※1）

特定工事請負契約

- 労働基準法第9条の労働者であって、当該工事契約に係る作業に従事するもの
- 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により当該工事契約に係る作業に従事するもの（一人親方）

特定業務委託契約

- 労働基準法第9条の労働者であって、当該委託業務に係る作業に従事するもの

※1 対象となる者は、受注者（元請）に雇用される者だけでなく、下請に雇用される者、派遣労働者等も対象となります。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人は除きます。

(3) 作業報酬の下限の額について

ア 作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額について

特定工事請負契約 本市公共工事設計労務単価

特定業務委託契約 神奈川県について決定された地域別最低賃金額

（平成28年3月 契約条例改正により生活保護基準から変更）

イ 作業報酬下限額

作業報酬下限額は、次の場合を除き契約締結時の作業報酬下限額が契約完了まで適用されます。令和8年度の作業報酬下限額については、別紙一覧表を御覧ください。

【契約締結時から業務完了までに適用される作業報酬下限額に変更がある場合】

平成29年度以降に契約を締結する特定業務委託契約のうち、複数年度にまたがる契約については、各年度の最新の作業報酬下限額が適用されることとなります。

(4) 作業報酬下限額の規定の順守について

公契約における作業報酬下限額についての規定は、本市と受注者お互いが順守する契約事項です。具体的には、契約書の約款、指定管理者の協定にその旨を記載します。

市は、必要があると認めるとき又は労働者からの申出があるときは、受注者に対し作業報酬下限額の事項の履行状況の調査をすることがあります。調査の結果、違反がある場合には是正措置を受注者に求めます。もし、受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合は、契約不履行として契約の解除、指名停止等の制裁措置を課すことができることとなっています。

労働者は、作業報酬下限額以上の額を支払われていない場合は、市又は受注者にその旨の申出ができます。

(5) 契約期間中に行う事項（契約書等に記載する事項）

ア 受注者に関する事項

- 対象労働者の作業報酬台帳（※2）を作成・管理し、市が指定する期日までに提出**すること。
- 労働者に対して、条例の適用対象であること及び作業報酬下限額等を周知**すること。
- 労働者が作業報酬下限額以上の作業報酬を受け取れるようにすること。
- 労働者から申出があった場合、誠実に対応し、**その申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしない**こと。
- 条例の履行に関する調査に応じること。
- 条例の履行に関する是正措置を講じ、その旨を報告すること。

イ 市に関する事項

- 受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合は、契約の解除ができる**こと。（指定管理者の協定の場合は、指定の取り消し又は管理の業務の全部又は一部の停止ができること。）
- 解除によって受注者に損害が生じても、市は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

※2 「令和8年度の作業報酬下限額」、「対象労働者の作業報酬台帳」については、川崎市ホームページ入札情報かわさきの公契約関係のページに掲載していますので、そちらも御覧ください。

1 特定工事請負契約の作業報酬下限額

令和8年4月1日以降に公告する契約案件から適用する。

ただし、令和8年4月1日より前に公告し、かつ令和8年4月1日以降に契約を締結する案件のうち、令和7年3月の公共工事設計労務単価で積算し、契約締結後に令和8年3月の公共工事設計労務単価で変更契約する案件については、下記作業報酬下限額を適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	3,593
普通作業員	3,116
軽作業員	2,116
造園工	3,128
法面工	3,686
とび工	3,849
石工	3,826
ブロック工	3,720
電工	3,663
鉄筋工	3,674
鉄骨工	3,454
塗装工	4,221
溶接工(機械工)	4,523
運転手(特殊)	3,744
運転手(一般)	3,162
潜かん工	4,314
潜かん世話役	5,151
さく岩工	4,849
トンネル特殊工	4,860
トンネル作業員	3,720
トンネル世話役	4,965
橋りょう特殊工	4,221
橋りょう塗装工	4,232
橋りょう世話役	4,767
土木一般世話役	4,046
高級船員	4,593
普通船員	3,790

職種	作業報酬下限額
潜水士	5,999
潜水連絡員	4,302
潜水送気員	4,012
山林砂防工	3,756
軌道工	6,603
型わく工	3,802
大工	3,534
左官	3,813
配管工	3,302
はつり工	3,616
防水工	4,046
板金工	4,058
タイル工	3,209
サッシ工	3,802
内装工	4,046
ガラス工	3,872
ダクト工	3,372
保温工	3,314
設備機械工	3,244
交通誘導警備員A	2,349
交通誘導警備員B	2,175
電気通信技術者	4,709
電気通信技術員	3,162
機械設備製作工	3,802
機械設備据付工	3,674

2 特定業務委託契約の作業報酬下限額(令和8年度)

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
	1,306